

2 監査委員の意見

審査の結果は、次のとおりである。

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算計数については、関係諸帳票をはじめ関係書類並びに指定金融機関の現金出納月計総括表及び預金明細表と合致し、正確であることを確認した。

また、予算の執行、収入・支出事務及び財産の管理等に係る事務については、後述の意見のとおり一部に留意改善を要する事項が見受けられたため改善努力を求めたものはあったが、議会の議決の趣旨に沿って総じて適正に処理されているものと認められた。

審査意見

ア 財政健全化の推進について

歳入については、国の経済対策により国庫支出金は増加したものの、景気の急速な悪化等により法人二税など県税が減少し、さらに地方交付税も減少する一方、それを補うために発行した特例的県債である臨時財政対策債及び減収補てん債が増加するなど、財源の確保が困難となっている。歳出については、職員数の削減や給与費の抑制、公共投資の縮減・重点化をはじめ、あらゆる歳出削減策に努めてはいるものの、医療・福祉関係経費や公債費が増嵩し、さらに経済・雇用対策、産業の活性化、少子・高齢化への対応、未来を担う人づくり、地球温暖化対策等の環境問題への対応など新たな行政需要に応じて行く必要がある。このため、本県財政は、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれる。

また、歳計現金等の資金管理は、県税収入の急激な落ち込みに加え、中小企業融資資金貸付金の増加や平成18年度から実施している出資団体への財政支援に伴う短期貸付金等の影響により、金融機関からの一時借入を行う期間が増加しており、一層の計画的な資金管理が求められる。

このような財政状況を克服するために、「第5次茨城県行財政改革大綱」及び「茨城県財政集中改革プラン」の基本方針に沿って、施策の厳しい選択や事務事業の必要性の検証など引き続き徹底した事務事業の見直しによる歳出の削減や、あらゆる財源確保対策に総力を挙げて取り組み、持続可能で健全な財政構造の確立に努められたい。

なお、一般会計における平成20年度末県債現在高は1兆7,408億44百万円で、前年度に比べて240億7百万円増加している。これは、公共投資等に係る県債の新規発行額は減少しているものの、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債等特例的な県債の発行が増大していることによるものであるが、将来の世代に過大な負担を残さないためにも、プライマリーバランスの持続的な黒字化など財政の健全化を図り、県債の新規

発行を抑制されたい。

イ 収入未済額の縮減及び不納欠損処分について

一般会計における収入未済額は、前年度に比べて4億76百万円減少しているが、159億92百万円と依然として多額になっている。主なものは、県税の145億93百万円であり、特に個人県民税については税源移譲により税額が増加したため前年度に比べて14億59百万円の増となっている。県税の確保については、納税意識の高揚を促す一方で、コンビニ納税などによる納税機会の拡大や市町村との連携強化等様々な取り組みによって一定の効果を上げているが、県税全体の徴収率は前年度に比べてやや低下している。このため、今後ともこうした諸対策を拡充するとともに、税負担の公平と財源確保を図る観点から、滞納者に対しては財産調査を徹底し、差し押さえやその財産の公売を適切に実施するなど滞納処分の一層の強化を図り、収入未済額の圧縮に努められたい。

また、県税以外の収入のうち県営住宅使用料の収入未済額は、滞納者への納入指導強化、高額滞納者への法的措置及び退去した滞納者への債権回収会社を活用した納入指導等を実施しているものの、前年度に比べて5百万円増加し、3億62百万円となっている。このため、その圧縮に向けて引き続き適正かつ徹底した管理を行い、収入未済額の縮減と新たな発生防止に努められたい。

特別会計における収入未済額は、前年度に比べて2億97百万円増加し、31億81百万円となっている。主なものは、中小企業事業資金の高度化資金貸付金償還金等で25億15百万円となっており、前年度と比べて3億18百万円増加している。このため、滞納者に対して、専門家派遣による経営再建支援や分割納入指導を行うとともに、再建が困難なものに対しては法的整理など個々の対策を講じることにより収入未済額の縮減を図るほか、貸付先の経営動向の把握や適切な助言・指導を行い新規発生の防止に努められたい。

なお、一般会計における不納欠損額は28億12百万円となっており、前年度に比べて12億98百万円増加している。主なものは、県税の17億35百万円及び諸収入(県税に係る加算金等)の10億62百万円であり、債権管理に当たっては、時効等による債権の消滅、債権の放棄などの不納欠損に至らないよう適切に対応し、やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等の徹底を図るなど、負担の公平性・公正性の確保に努められたい。

ウ 財産の管理・処分について

県有財産のうち分譲を目的とした土地は、工業用地等として657ha、住宅・業務用地等としてつくばエクスプレス沿線で428ha、阿見吉原土地区画整理事業で52haなど、大量の未処分用地を所有している。これらの土地については、将来の負担とならない

よう、今後とも企業立地動向・住宅需要動向等を的確に把握し、各事業計画の進行管理を徹底して、本県の立地優位性の積極的なPR・販売活動の強化を図るとともに、新たに設置した県有地等処分・管理対策本部の機能を十分に活用するなどして、早期売却に努められたい。

その他の土地については、旧畜産試験場敷地など未利用地57haのほか、組織改正や県立高等学校の再編に伴い新たに未利用地となることが見込まれる用地等があるが、これらの土地については、その有効活用と売却処分を推進し、適切な財産管理に努められたい。

エ 県の出資団体等の経営改善について

出資団体等については、新たな公益法人制度への移行を踏まえ、経営評価に基づく経営の体質改善や効率化などが検討されているが、引き続き県民のニーズに真に適合しているか、県民福祉の増進に寄与しているか、効率的な経営が行われているかなど団体の在り方や運営について十分な検討を行い、実効性のある方策が取られるよう指導に努められたい。

県住宅供給公社及び県土地開発公社については平成18年度から多額の財政支援策が講じられているが、地価下落による価格改定の影響などにより、県住宅供給公社については、平成20年度にも追加支援を行い、さらに平成21年度も新たに発生した赤字額の補てんが必要な事態となっている。また、県開発公社についても、低価法の適用により平成21年度にも債務超過が見込まれ、今年度から多額の財政支援が開始されたところである。これら団体については、経営の根本的な問題である保有土地の早期処分を進め、極力県負担の圧縮を図っていく必要がある。このため、今後とも県民に対して経営や県の支援について十分な説明責任を果たしていくとともに、さらに思い切った経営改革を進め、あらゆる手段を講じて「改革工程表」に基づき保有土地の処分を進めるよう指導願いたい。

オ 事務事業の執行について

事務事業の執行に当たっては、県民福祉の向上を達成するために、最少の経費で最大の効果が得られるよう、常に経済性・効率性・有効性を念頭においた事務処理に努められたい。

監査の結果、収入及び支出に関わる手続きが適切に行われなかった事例や、庁舎管理が不十分であった事例など基本的な財務事務の執行に関する不適切な事務処理が見受けられた。

これらについては、改善措置を講ずるよう求めてきたところであるが、今後とも、法令等に従った適正かつ正確な財務事務の執行や経費の削減に努められたい。

カ 不適正な経理処理問題について

平成20年11月の内閣への会計検査院決算検査報告で12道府県において、国庫補助事業事務費の不適正な経理処理による支出があったことが指摘され、本県においても、県単独事業を含め調査を行っている。監査委員としてもこの不適正な経理処理問題は極めて重大なものと受け止め、早急な実態調査が必要と認識し、県の全機関を対象に照会を行い、平成18年度、平成19年度に不適正な経理処理があった機関のうち、2ヶ年の累計金額が10万円以上の機関を中心に、契約と異なった物品の納入の有無などに重点を置いて不適正経理の実地調査を行った。

その結果、物品を購入したこととして業者に代金を預けていたもの（「預け」）が10機関で518万円、契約と異なる物品に差し替えていたもの（「差替え」）が23機関で1,274万円、随時に物品を納入させ、後日異なる物品を購入したとして一括払いしていたもの（「一括払い」）が10機関で1,350万円、合計32機関（いずれも出先機関）で3,142万円の不適正な経理処理が確認され嚴重に注意を行っているところである。

なお、平成19年度の事務費の予算執行について不適正な経理処理が確認されたもののうち5機関（合計327万円）については定期監査の指摘事項として指導を行った。

また、平成20年度の事務費の予算執行分については、本庁及び出先機関に対する定期監査の中で確認調査をしているが、平成21年4月から9月までの監査では不適正な経理処理を行っている機関はなかった。

不適正な経理処理が生じた主な原因としては、職員の財務規則に対する意識の希薄さや内部牽制、検査・指導が徹底されていなかったことのほか、国庫補助事業では不用となった事務費については国に返還しにくいとの意識があったこと、補正予算などで年度末に新たに事務費の配当があった場合短期間で適切な物品購入処理が困難であったこと、備品が必要でも出先機関では予算の流用が出来ないため消耗品の予算で備品を購入したものなど予算や会計処理の制度的不備や硬直化が挙げられる。

このような不適正な経理処理が行財政改革推進のさなかに行われていたことは、県民の信頼を著しく失墜する行為であり誠に遺憾である。今後、再びこのような事態が生じないように、不適正な経理処理の原因を検証し、職員の意識改革を含め抜本的な改善策を講じ、適切な予算執行に努められたい。

監査委員としては、従前の監査方法のみでは不適正経理を捕捉できないことに鑑みて、必要に応じ消耗品等の物品購入について取引業者帳簿等との照合を行うなど監査手法を見直して定期監査に臨んでいるところであるが、今後とも不適正経理を看過することのないよう一層厳正な監査を実施していく考えである。

平成21年9月16日

茨城県知事 橋本 昌 殿

茨城県監査委員	新 井	昇
同	飯 塚	秋 男
同	島 崎	英 男
同	齋 藤	良 彦